

# 北海道トランポリン協会 業務分担規程

担当部局名		分担業務内容	備考
規約 制定	事務局	(1) 加盟・登録に関する事 (2) 文書收受・発送に関する事 (3) 予算の執行・決算に関する事 (4) 式典・表彰に関する事	*必要に応じ次長及び局員を配置
	財務委員会	(1) 財政基盤の確立に関する事 (2) 健全会計の運営に関する事 (3) イベントの会計収支に関する事	*会長、副会長、理事長、事務局長で構成
	表彰委員会	(1) 功労賞授与に関する事 (2) 感謝状授与に関する事 (3) 他の顕彰授与に関する事	*委員（5名）を配置
細則 制定	総務委員会 庶務部	(1) 規約・規程等に関する事 (2) 会議案内に関する事 (3) 会議議事録（要旨）に関する事 (4) ホームページに関する事 (5) 記念誌に関する事 (6) 各種情宣資料に関する事 (7) 事業全般のPRに関する事	*必要に応じ部員を配置
	普及委員会 普及指導部	(1) 指導員講習会・研修会に関する事 (2) 各種教室に関する事 (3) 各種実演会に関する事 (4) バッジテストに関する事	*必要に応じ部員を配置
	シャトル部	(1) シャトル競技会に関する事 (2) シャトル審判員の養成に関する事 (3) 全国大会への参加に関する事	*必要に応じ部員を配置
	競技部	(1) 北海道ジュニア選手権大会に関する事 (2) 北海道選手権大会に関する事 (3) 他の選手権大会・競技会に関する事	*必要に応じ部員を配置
	競技委員会 審判部	(1) 審判員講習会・研修会に関する事 (2) 審判員登録業務に関する事 (3) 競技会審判団構成に関する事 (4) 審判システムの維持管理に関する事 (5) 日本体操協会と北海道協会との各種事業の情報提供、連携、調整に関する事	*必要に応じ部員を配置
	強化部	(1) 規定問題作成に関する事 (2) 選手強化合宿に関する事 (3) コーチセミナーに関する事 (4) 競技検定に関する事 (5) 日本体操協会と北海道協会との各種事業の情報提供、連携、調整に関する事	*必要に応じ部員を配置

## 附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で議決する。
- 2 この規程は平成11年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成15年4月1日から施行する。（一部改正）
- 4 この規程は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。（一部改正）
- 5 この規程は平成29年4月2日から施行する。（一部改正）
- 6 この規程は2019年4月1日から施行する。（一部改正）